

駐車場には、車いすのマークが表示されたものなど、障害などのある方が優先して利用できる駐車スペースがあります。この場所は一般の駐車スペースとはどう違うのでしょうか？ 今回のまちづくりニュースでは、障害などのある方が安心して利用できる駐車場についてご紹介します。

1 障害などのある方が使いやすい駐車場とは？

広さ

車いすのマークが表示された駐車スペースの幅を測ってみると、**350センチ以上**もあります。何故、一般の駐車スペースよりも広がっているのでしょうか？

これは、車いす利用者などが自動車の乗り降りをする際には、座席の近くに車いすを置いて乗り移るために、これだけのスペースが必要になるからなのです。

このため、一般の駐車スペースの幅では、隣の区画に自動車が入ると利用することができなくなってしまいます。



駐車スペースに350センチ以上の幅を確保することで、車の乗り降りや、その際に必要な車いすの方向転換を円滑に行うことができるようになります。

このように、広い駐車スペースがあると車いすを利用している方などが安心して車の乗り降りができ、気持ちよく外出することができるようになります。

場所

障害などにより行動上の制限を受ける方が優先して利用できる駐車スペースは、一般的に**建物の出入口に近い**ところに設置されます。

駐車場で歩く距離が短いことによるメリットは、皆さんもご自身の体験から理解していただけるのではないのでしょうか。

たくさん荷物を持っている時や、車とすれ違う時の安全性を考えると、建物までの距離が短い方が利用者の負担が軽減されます。特に雨が降っている時などには誰でもそのことを感じるとは思いますが、障害などのある方は、建物までの距離が長くなるのが非常に大きな障壁（バリア）となってしまうのです。

このように、移動距離が短いと負担が軽くなりますので、建物の近くに駐車できるととても便利です。しかし、その便利さゆえに車いす利用者などのための駐車スペースに必要な人でも駐車する方がいるため、現状としては**本当に必要としている人が利用できない**ことが問題となっています。

このように、建物と駐車場が近い方がいいと思うのは誰でも同じです。「だから自分も停めていいじゃないか」と思うのか、「だから自分は停めるのをよそう」と思うのか。これは一人ひとりの気持ちの問題なのかもしれません。

駐車スペースの広さや場所によるメリットを取り上げましたが、利用できなかった場合のデメリットを考慮することも大切です。

福岡県では、障害などのある方のために用意された駐車スペースを、本当に必要としている人が利用することができるまちづくりを目指しています。

以下では、福岡県で行う取り組みとして「**ふくおか・まごころ駐車場**」制度についてご紹介します。

2 「ふくおか・まごころ駐車場」制度について

概要

障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が、公共施設や店舗などの駐車場に車を停めて、安全かつ安心して利用できるように支援する制度です。

一般的にこの制度は「**パーキングパーミット**」と呼ばれており、平成18年7月に佐賀県が全国で初めて導入したもので、今では全国各所へ広まり始めています。

このたび福岡県においても、**平成24年2月15日から開始**されました！

福岡県は、この制度を「**ふくおか・まごころ駐車場**」制度と呼んでいます。

九州・山口の各県では、福岡県の他に大分県と宮崎県も今年度この制度の導入を行っています。このことで、既に導入している5県を併せると、福岡・佐賀・大分・長崎・熊本・宮崎・鹿児島及び山口県でパーキングパーミット制度が実施されることとなり、この8県では、裏面でご紹介する「利用者証」について相互利用することができるようになります。

「ふくおか・まごころ駐車場」制度に関する問い合わせ先

福岡県庁 福祉労働部障害者福祉課 社会参加係
 TEL: 092 - 643 - 3264

裏面で「ふくおか・まごころ駐車場」制度をもっと詳しく説明しています！

問い合わせ先

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会（事務局 福岡県建築都市部建築指導課）
 TEL: 092-643-3720 FAX: 092-643-3754
 HP: <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/hitoyasa.html>

「ふくおか・まごころ駐車場」制度について

利用証

「ふくおか・まごころ駐車場」制度では、障害などにより車の乗り降りや移動に配慮が必要な方に「利用証」を交付することで、利用できる人を明らかにします。

対象の方は、車いす使用者、妊産婦、高齢者などいろいろな場合が考えられますので、対象者へ配布される利用証も車を利用する人にあわせて3種類に分けられています。

福岡・佐賀・大分・長崎・熊本・宮崎・鹿児島及び山口県での相互利用となるため、デザインは既に導入している県と統一感のあるものとなっています。利用証を受け取った方は、車のルームミラーなどにかけて外から見えるように表示をしてください。



(対象者)
車いすを常時利用の身障者で自ら運転する者

(利用期間)
対象者の基準に該当しなくなるまで



(対象者)
身体・知的・精神障害、高齢者、難病者

(利用期間)
対象者の基準に該当しなくなるまで



(対象者)
妊産婦、けが人

(利用期間)
一年以内の必要な期間まで

ステッカー

福岡県と協定を結んだ施設には、利用証を持つ人のために用意された駐車スペースに「目印ステッカー」を掲示していただきます。

ステッカーが掲示されることで、障害などにより車の乗り降りや移動に配慮が必要な方のための駐車スペースであることがはっきりと分かるようになります。



施設の方へ

現在、福岡県では1233の施設と協定を締結しています。しかし県内だけでも約42万人の方々がこの制度の対象者となっており、皆さんの協力がこれからも必要です。

駐車場を所有・管理されている方は、
「ふくおか・まごころ駐車場」への登録を
ぜひお願いします。



対象者

障害などにより、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用対象者となっています。具体的な対象者は以下のとおりです。

○身体障害者

障害区分		対象等級
視覚障害		1～4級
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	1～3級
	平衡機能障害	1～5級
肢体不自由	上肢	1～2級
	下肢	1～6級
	体幹	1～5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～2級
	移動機能	1～6級
内臓の機能障害		1～4級

- 知的障害者 療育手帳の障害の程度「A」
- 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級
- 高齢者 介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上
- 難病者 特定疾患医療受給者（小児慢性特定疾患医療受給者を含む）
- 妊産婦 妊娠7か月から産後3か月
- けが人 1年以内の車いす、杖等の補装具等の使用期間

申請方法

受付場所・・・県の各保健福祉（環境）事務所、北九州市・福岡市の各区役所
利用証は原則即日交付します。

郵送申請は県の障害者福祉課において受付
申請書様式は、県のホームページよりダウンロードできます。
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/fukuokamagokorochusyazyou.html>)

この取り組みにより支え合い、助け合う地域づくりを進め、障害者や高齢者の方などの社会参加が一層促進されることを期待しています。

福岡県がまごころあふれる地域になるために、県民の皆様のご理解やご協力が必要です。協定を結んだ駐車場も県のホームページなどでお知らせをしますので是非ご利用ください！